令和2年度 第2回江津市農業委員会総会

日時:令和2年5月20日(水) 午前9時30分~

場所:江津市役所第1会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

〇出席農業委員(11名)

1番佐々木英夫 2番山田博 3番藤井孝子、4番和田幸子

5番二本木俊二 6番大村理之 7番山本秀彦 8番田代和秋

9番深野政勝、10番原田和徳 11番柳原良雄

○ 出席推進委員(8名)

佐々木要、河村博幸、流理森、湯淺憲昭、仲津和法、壱岐和功 階本誠一、野村耕平

〇出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 次長高井誠

〇 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和2年度、第2回江津市農業 委員会総会を開会いたします。

まず、先月の農業委員会総会で、今年度の事務局職員の自己紹介をしましたが、コロナ対策の関係で推進委員の皆様には出席を控えて頂きましたので、改めて事務局の挨拶をさせていただきます。

私は、今年度4月から事務局次長を仰せつかりました、高井誠と申します。 よろしくお願いします。また、事務局長も代わっておりますので、挨拶してい ただきたいと思います。

- 事務局長 おはようございます。コロナの関係で大変ご迷惑をお掛けしておりますが、 よろしくお願いいたします。事務局長の土崎と申します。ちょうど、3年前ま で事務局長をしておりましたが、また今年度から復活いたしました。顔見知り の方もいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局 今日は出席しておりませんが、藤田参事がおります。土地改良区の局長と事務局併せてしていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。
- 会長 おはようございます。今日は場所も変わりまして、このような形で若干慣れ ないこともあるかと思いますけれど、よろしくお願いいたします。また、先週 新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除された訳ですけれど、やはり解除され ましても、こういったウイルスは消滅した訳ではございません。引き続いて気 を緩めること無く、不要不急の外出を避けて我慢を続けていただいて、3 密を 避けて生活を続けていく必要があると思います。感染拡大防止にみんなで協力 をして、進めていかなくてはいけないと思いますので、ご協力の程よろしくお 願いいたします。そのような中で、先週の全国農業新聞に農業委員会ネットワ 一ク通信欄があるのですが、これに私たちの農業委員会の人農地プランの取り 組みについて掲載されています。中身については、都治地区の実質化について 紹介をしていただいた所でございます。現段階では1つの集落が出来た所であ りますけれど、残り44集落はまだアンケートが終わった所です。やはり、高 齢化が進む現在の実情を基に、5年、10年後の農地利用の在り方、あるいは プランを作って環境整備を進めていくことで、今後の農地、集落の農業、農地 を守るための取り組みが必要であると思いますので、今後さらに皆様のご協力 をよろしくお願いいたします。また、先程言いましたように、現在もコロナの 最中であります。こういった会議につきましても、出来るだけ短時間で進めて いきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。それでは、 ただ今より、令和 2 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開会いたします。 本日は、井上推進委員と崎谷推進委員、佐々木康規推進委員の3名から欠席の

報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立 しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、 発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、9番 深野委員、10番 原田委員を会議録署名 委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

≪ 都治町 ≫

- 会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の1について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局 説明の前に、事前に議案も送付しておりますので、今回もコロナ対策の一環として、一部説明を簡略化させていただきますのでご理解願います。議案書は2ページをお開き下さい。日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出の1について」説明させていただきます。届出の内容ですが、農地の所在は都治町●●●番●、●●●番●、●●●●番及び●●●番及び●●●番 になります。全て登記地目・現況地目ともに田です。登記面積はそれぞれ●●●●㎡、●●●●㎡、●●●●㎡です。解約の内容を合意解約とする届出です。詳細については資料をご確認願います。以上で報告を終わります。
- 会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規 定による届出の 1 については、ご了承願います。

≪ 都治町 ≫

- 会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の2 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書は同じく2ページをお開き下さい。報告第1号、「農地法第18条第

6項の規定による届出の2について」説明させていただきます。届出の内容ですが、先ほど報告させていただきました届出1の農地のうちの3筆、都治町●●●●番●、●●●番●及び●●●番について、解約の内容を合意解約とする届出です。詳細については資料をご確認願います。以上で報告を終わります。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の2については、ご了承願います。

≪ 都治町 ≫

- 会長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の3について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書は一枚めくっていただき3ページをお開き下さい。報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出の3について」説明させていただきます。 届出の内容ですが、初めに報告させていただきました届出1の農地のうち残りの1筆、都治町●●●●番について、解約の内容を合意解約とする届出です。 詳細については資料をご確認願います。以上で報告を終わります。
- 会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規 定による届出の 3 については、ご了承願います。

≪ 波積町北 ≫

- 会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の4について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局 議案書は同じく3ページをお開き下さい。報告第1号、「農地法第18条第 6項の規定による届出の4について」説明させていただきます。届出の内容で すが、農地の所在は波積町北●●●番●です。登記地目・現況地目ともに田で、 登記面積は●●●●㎡です。解約の内容を合意解約とする届出です。詳細につ

いては資料をご確認願います。以上で報告を終わります。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の4については、ご了承願います。

≪ 波積町北 ≫

- 会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の5について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局 議案書は同じく3ページをお開き下さい。報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出の5について」説明します。届出の内容ですが、農地の所在は波積町北●●●番●及び●●番●です。2筆とも登記地目・現況地目ともに田になります。登記面積はそれぞれ●●●●㎡と●●●㎡です。解約の内容を合意解約とする届出です。詳細については資料をご確認願います。以上で報告を終わります。
- 会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規 定による届出の 5 については、ご了承願います。

地形変更届出

≪ 松川町上河戸 ≫

- 会 長 次に日程第3、承認第1号「農地の地形変更届出の1、2、3について」を 一括議題といたします。この農地の地形変更届は、届出者3名で4筆ありま すが、箇所が隣接しており、また申請人が同一人ですので一括議題といたしま す。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願い いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は4ページをお開き下さい。また、別紙資料の位置図の表紙をめくっていただいて裏面の1ページをご覧ください。日程第3、承認第1号、「農地の地形変更届の1、2、3について」一括して説明させていただきます。届出

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

- 5番委員 位置図の1ページをご覧下さい。真ん中の下の方に道路がありますが、これ は 261 号線から松川町市村の●●●●、ガソリンスタンド跡地がありますが、 それから都治に抜ける道路を真っ直ぐ行きますと、この真ん中の道路がありま す。これからずっと上に行きますと都治に抜けるという所で、この場所は大体 中間どころになるのではないかなと思っております。これから、上河戸橋があ りまして、それから少し斜め下に道路がございますが、これが今の工業団地か ら工房がございますが、それから右に入るとこちらの道路に抜けていきます。 今、上河戸橋から上の方に道路改良が途中までされている所になるかと思いま す。網掛けがしてある部分ですが、●●●●の方からここの治山事業も含めて 三ヶ所の材料の捨て場を確保したいということで申請をしておられます。ここ の一帯全て水が湧く所で、非常に田んぼも畑も全く耕作がされておらず、そこ を地元の要望ということで、埋めたいということでございます。面積は●●● ●㎡申請されておりますが、とりあえず工事をしながら約3,000 ㎡を埋めた いというふうに言っておられます。 量としても 3,000 ㎡ いうことで、 平均 1 mくらい増えていくというような話をしておられました。あくまでも、形状変 更ですので、最終的にはある程度農地にしていただかないと困るという要望を しておりますので、全部が土を入れるというのは難しいかもしれませんが、果 実等を植える部分については、部分的に土を盛ってすると言っておられますの で、そのような形の申請が出ているということで、報告をいたします。以上で す。
- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。
- 湯淺推進委員 桜江町の方でトンネル工事があった時、前にも言いましたが残土を入れ

て、これも●●●●が申請をされて一応許可されたのですが、畑として耕作出来るようにしますということだったのですが、未だに耕土が入っていません。もう工期は過ぎました。そのようなことがあるので、やはりちゃんとした確認といいますか、話をこうしておかないと。おそらく何%か耕土入れましたらそれで終わりですとなったら面白くないと思う。畑としても使うことが書いてあるので、そういう確約をちゃんと取ってして欲しいと思います。

事務局 今、湯淺推進委員から言われましたことにつきましては、もしこの結果次第ですけれども、了解を頂けるのであれば、こういった意見として必ず耕土を入れるようにということを、付けていきたいと思います。

会 長 他にご質問等はありませんか。

2番委員 ここは水害用地になる所でしょうか。大体、水の入りやすい、江川の水位 があって。

会 長 二本木委員どうでしょうか。水が入りやすい所ですか。

5番委員 谷からの水が、常時湧き出るような所です。

会 長 都治川の氾濫は、ここは入ってきますか。

5番委員 入りますよね、増水によっては。

2番委員 わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認 される方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の 1、2、3 については、 承認することに決しました。

農地法 第4条

≪ 敬川町 ≫

会 長 次に日程第 4、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員 から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は1枚めくって5ページをお開き下さい。また、別紙資料の位置図は

2ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」説明させていただきます。申請の内容ですが、農地の所在は敬川町●●●番●及び●●●番●になります。2筆とも登記地目・現況地目は畑です。登記面積はそれぞれ●●●㎡及び●●●㎡です。なお、本申請にあわせ、顛末書が提出されています。顛末書によりますと、亡き父が●●●番●の一部について、農地法の知識がないまま無断で居宅の塀の築造を行っていたことが、今回建物敷地の整理をした際に判明したとのことで、相続人である申請者も深く反省し、今後はこのようなことが無いように十分注意するとのことが書かれています。その他、詳細については資料をご確認願います。申請人は●●●●●●で、担当委員は大村委員です。以上で説明を終わります。

- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。
- 6番委員 位置図の2ページをご覧下さい。この部分は令和2年1月20日に同じ所 を非農地証明してもらいました。壁も出来ていますし、住宅の柵をされており ました。以上です。
- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に日程第 4、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員 から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書は同じく5ページをお開き下さい。また、別紙資料の位置図も同じく 2ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の2について」説明させていただきます。申請の内容ですが、

農地の所在は先ほどの許可申請1と同じ居宅周辺になります。敬川町●●●● 番●●、登記地目・現況地目は畑です。登記面積は●●㎡になります。少し経 過を説明させていただきます。先ず、位置図をご確認願います。位置図では網 掛け表示をしている当該筆に居宅の一部がかかっているのが確認できると思 います。図面中央の四角い網掛けの部分です。当初この網掛け部分を含め海側 の道路付近までの間が1筆の土地でした。●●●●番●という地目畑の農地が 登記されていましたが、先ほどの許可申請1と同様に土地を整理していく際、 令和●年●月●●日に居宅に係る網掛け部分と、既存の畑部分を分割の登記を 行った経過があることを補足しておきます。なお、本申請にあわせ顛末書が提 出されています。申請者の亡き父が●●●●番●について、農地法の知識がな いまま無断で居宅の築造をしてしまったこと、今回建物敷地の整理をし、事実 を把握した時点で分筆前に農業委員会に相談すべきところ、分筆後の届出をし てしまったことを申請者として深く反省し、今後このようなことがないように 十分注意するとの顛末書が添えられていました。その他、詳細については資料 をご確認願います。申請人は●●●●●●で、担当委員は大村委員です。以上 で説明を終わります。

- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。
- 6番委員 先程の位置と同じ場所になります。昭和63年に増築されたみたいで、それ に並んだ上になります。他にはありません。
- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決す ることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の 2については、可決されました。

農地法 第5条

≪ 都野津町 ≫

会 長 次に日程第5、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の

1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案書は6ページを、別紙資料の位置図は3ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」 説明させていただきます。申請の内容ですが、農地の所在は都野津町●●● 番●になります。登記地目・現況地目は畑です。登記面積は●●●㎡です。 その他詳細については資料をご確認願います。申請人は●●●●●が代理されています。担当委員は深野委員です。以上で説明を終わります。
- 会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。
- 9番委員 位置図の3ページをご覧下さい。左上から右下の方に道路が走っておりますが、これを左上の方向へ行きますと都野津町西交差点があります9号線に当ります。その交差点から500mくらい跡市方面に進んで行きますと、県道皆井田江津線と赤羽根公園線の交差点があります。この交差点を30mか50mの所を左折して、更に右に入った所です。申請地は草刈りがしておりまして、耕作しているような形跡はありません。周りは住宅化されておりますので、特に問題は無いかと思います。気の早いことで、地鎮祭がすましてあるような状況でした。以上です。
- 会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご 質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農用地利用集積計画

- 会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 説明の前にお詫びをさせてください。資料は別冊の意見第1号、「農業経営 基盤強化促進法に基づく農地利用権集積計画の承認について」になります。先

日送付させていただいた資料の最後のページにある位置図の中で、町名が一部印刷されておりませんでしたので、本日机に配布しております一枚紙、位置図の所で差し替えをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。位置図の方は一枚紙を見ながら説明を確認していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは説明に入ります。資料を一枚めくっていただくと、今回の集計表になりますのでご覧下さい。今回は桜江町鹿賀、都治町、嘉久志町、波積町本郷の集積計画となっており、各地区併せて田は4筆、7,880㎡、うち新規が6,760㎡、再設定が1,090㎡であり、畑は9筆、13,452㎡で不再設定での計画です。2ページ目から4ページまで利用権貸借の詳細を掲げています。番号1から4ページ目の番号7までの各筆については、利用権の設定、移転を受けるのは公益社団法人しまね農業振興公社であり、農地中間管理事業による集積です。番号8及び9番はそれぞれ対個人の賃貸借です。詳細については、資料をご確認願います。以上で説明を終わります。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、 江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい て、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので採決いたします。承認される方の挙手をお 願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 2 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

なお、次回の開催は6月22日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔閉会午前10時00分〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員